

〔N o. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 市街化調整区域内における地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する病院の建築の用に供する目的で行う開発行為は、所定の要件に該当すれば、都道府県知事の許可を受けることができる。

(市街化調整区域の開発行為)法34条十号 地区計画の区域内において、当該地区計画のに定められた内容に適合する場合は、市街化調整区域内でも開発許可はおりる

2. 開発許可を受けた開発区域内において、都道府県知事の許可を受ける必要のない国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(開発行為の変更) 法35条の2 3項 1項のただし書による軽微な変更をしたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない

3. 開発許可を受けた開発区域内の土地に用途地域等が定められている場合、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があった後に、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築するときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(開発許可を受けた土地の建築等の制限) 法42条1項ただし書 用途地域等の定めがあるときは、許可を受ける必要はない

4. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、地上2階建ての飲食店を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

(都市計画法施設内の建築制限) 法53条1項一号 令37条 階数2以下かつ地階を有しない木造の改築、移転は軽易な行為だが、新築は該当しない